

令和2年9月

第75号

発行所

神戸市危険物安全協会事務局 (消防局予防部危険物保安課内)

〒650-8570

TEL 325-8515

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

FAX 325-8525

協会だより

神戸市危険物安全大会 開催中止

神戸市危険物安全大会は、例年6月第2週に設けられた危険物安全週間中に神戸市防災コミュニティセンターにおいて、神戸市消防局との共催で開催しています。

本年も6月12日(金)に開催するべく準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を中止しました。

危険物施設の安全管理等について功績の顕著であった危険物事業所及び危険物取扱者について、今年度の受賞者が決定しました。

神戸市危険物安全大会における表彰式は実施できませんでしたが、神戸市長表彰として7事業所が、神戸市危険物安全協会会長表彰として7事業所及び3名の方が受賞されました。

また、当協会の発展に貢献いただいた2名の方に感謝状が贈られました。

各表彰者については右段のとおりです。

全国危険物安全協会理事長表彰の受賞

一般財団法人 全国危険物安全協会理事長表彰を、当協会員であるトーヨーケム株式会社 西神工場様が優良危険物関係事業所として受賞されました。



受賞者一覧

1 市長表彰

(1) 優良危険物事業所表彰 (7事業所)

- ・ティー・エム・ターミナル株式会社
神戸事業所
- ・株式会社酒井商会 ハーバーランド給油所
- ・マルカ運輸株式会社
- ・目薬屋商店
- ・菱華石油サービス株式会社 長田給油所
- ・日本包装システム株式会社
- ・株式会社山久陸運 神戸営業所

2 神戸市危険物安全協会会長表彰

(1) 優良危険物事業所表彰 (7事業所)

- ・株式会社テクノフローワン
- ・伊丹産業株式会社 道場工場
- ・西村株式会社 駒栄町配送センター
- ・神戸市立ヨットハーバー
- ・六光石油株式会社
プリテールゼアス学園給油所
- ・東洋化学株式会社
- ・三笠陸運株式会社

(2) 優良危険物取扱者表彰 (3名)

- ・横田 哲弥
(神港有機化学工業株式会社)
- ・河合 慎治
(内外礦油株式会社 神戸駅前給油所)
- ・小林 俊文
(ユニタイト株式会社)

(3) 功労者感謝状 (2名)

- ・福田 敬志
(前神戸市危険物安全協会常任理事)
- ・脇田 政司
(前神戸市危険物安全協会理事)

<敬称略>

令和2年度定期総会

令和2年度定期総会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面審議での開催に変更しました。

議案審議では、令和元年度事業結果及び歳入・歳出決算、役員改選、令和2年度事業計画（案）及び歳入・歳出予算（案）並びに当協会事務局体制の見直しについて審議をお願いし、承認をいただきました。

令和元年度歳入・歳出決算、令和2年度歳入・歳出予算は下表のとおりです。

また、事務局体制の見直しについては、理事会に一任することとなりました。

令和元年度歳入・歳出決算報告

1 一般会計	
歳入合計	7,124,642円
歳出合計	4,965,352円
差引残額	2,159,290円

歳入・歳出一覧表 (単位：円)

歳入		歳出		差引残額
歳入		歳出		
会費収入	3,547,000	負担金	300,000	
事業収入	1,530,616	会議費	127,529	
助成金	230,000	事業費	2,964,506	
雑収入	164	事務費	1,543,317	
繰入金	1,816,862	積立金	30,000	
		繰越明許費	0	
		予備費	0	
合計	7,124,642	合計	4,965,352	

(注) 差引残額は令和2年度へ繰越

2 積立金特別会計	
歳入合計	1,710,152円
歳出合計	152円
差引残額	1,710,000円

歳入・歳出一覧表 (単位：円)

歳入		歳出		差引残額
歳入		歳出		
積立金	30,000	繰出金	152	
雑収入	152			
繰入金	1,680,000			
合計	1,710,152	合計	152	1,710,000

(注) 差引残額は令和2年度に繰越

3 「雪」特別会計	
歳入合計	28,392,099円
歳出合計	20,203,088円
差引残額	8,189,011円

歳入・歳出一覧表 (単位：円)

歳入		歳出		差引残額
歳入		歳出		
広告料	4,121,000	印刷費	14,460,600	
購読料	17,992,199	執筆者謝金	1,921,368	
雑収入	9,674	郵送費	3,242,969	
繰入金	6,269,226	事務費	401,819	
		広報費	10,000	
		雑支出	94,332	
		繰越金	0	
		租税公課	72,000	
合計	28,392,099	合計	20,203,088	8,189,011

(注) 差引残額は令和2年度に繰越

令和2年度歳入・歳出予算

1 一般会計	
歳入合計	7,825,000円
歳出合計	7,825,000円

歳入・歳出一覧表 (単位：円)

歳入		歳出	
歳入		歳出	
会費収入	3,537,000	負担金	300,000
事業収入	1,896,600	会議費	185,000
助成金	230,000	事業費	3,582,000
雑収入	2,110	事務費	2,118,000
前年度繰越金	2,159,290	積立金	30,000
		繰越明許費	1,600,000
		予備費	10,000
合計	7,825,000	合計	7,825,000

2 積立金特別会計	
歳入合計	1,740,200円
歳出合計	200円

歳入・歳出一覧表 (単位：円)

歳入		歳出	
歳入		歳出	
積立金	30,000	繰出金	200
雑収入	200		
繰入金	1,710,000		
合計	1,740,200	合計	200

3 「雪」特別会計	
歳入合計	30,866,000円
歳出合計	30,866,000円

歳入・歳出一覧表 (単位：円)

歳入		歳出	
歳入		歳出	
広告料	4,526,000	印刷費	16,100,000
購読料	18,150,000	執筆者謝金	2,300,000
雑収入	989	郵送費	3,380,000
前年度繰越金	8,189,011	事務費	980,000
		広報費	10,000
		雑支出	196,000
		繰越明許費	7,600,000
		租税公課	300,000
合計	30,866,000	合計	30,866,000

神戸市危険物安全協会役員名簿

令和 2 年 9 月 1 日現在

役 職 名	事 業 所 名	氏 名
会 長	神 戸 ス タ ン ダ ー ド 石 油 (株)	代 表 取 締 役 長 た ま が き し ん た 社 玉 垣 信 太
副 会 長	バ ン ド ー 化 学 (株)	執 行 役 員 や ま ご ち か つ や 山 口 勝 也
副会長・常任理事 灘 地 区	(株) 神 戸 製 鋼 所 神 戸 線 条 工 場	工 場 長 す ぎ ょ う し ょ う じ 須 堯 正 二
常 任 理 事 区 東 灘 地 区	シンコーケミカル・ターミナル(株) 神戸事業所	取 締 役 長 し き う ち た か し 神 戸 事 業 所 長 志 岐 内 隆 司
常 任 理 事 区 中 央 地 区	川 崎 重 工 業 (株) 神 戸 工 場 事 務 所	所 長 お く た に よ し ひ さ 奥 谷 能 久
常 任 理 事 区 兵 庫 地 区	(株) 築 港 神 戸 事 業 部	執 行 役 員 や た け ま さ あ き 事 業 部 長 矢 竹 正 明
常 任 理 事 区 北 地 区	(株) 神 鉄 コ ミ ュ ニ テ イ サ ー ビ ス	常 務 取 締 役 き た む ら か ず ひ こ 施 設 管 理 部 長 北 村 和 彦
常 任 理 事 区 長 田 地 区	シェルブルリカンツジャパン(株) 神戸事業所	所 長 う ざ わ お さ む 鵜 澤 修
常 任 理 事 区 須 磨 地 区	日 本 グ リ ー ス (株) 神 戸 工 場	工 場 長 い の う え あ つ し 井 上 敦 史
常 任 理 事 区 垂 水 地 区	神 戸 市 漁 業 協 同 組 合	専 務 理 事 か わ も と か つ ひ ろ 河 本 勝 博
常 任 理 事 区 西 地 区	ト ー ヨ ー ケ ム (株) 西 神 工 場	工 場 長 や ま な み し ゅ う い ち 山 並 秀 一
常 任 理 事 区 水 上 地 区	(株) 住 友 倉 庫 神 戸 支 店	執 行 役 員 ま つ な が と お る 支 店 長 松 永 透
理 事	菊 正 宗 酒 造 (株)	代 表 取 締 役 長 か の う じ ろ え も ん 社 嘉 納 治 郎 右 衛 門
理 事	日 本 アル コ ール 販 売 (株) 大 阪 支 店 神 戸 事 業 所	所 長 く り や ま た か ゆ き 栗 山 高 行
理 事	一 般 社 団 法 人 兵 庫 県 ト ラ ッ ク 協 会	参 事 む ら お よ し か ず 村 尾 芳 和
理 事	兵 庫 県 塗 料 商 業 協 同 組 合	理 事 長 た か や ま か ず お 高 山 一 男
理 事	西 村 (株)	代 表 取 締 役 長 た な か た か ゆ き 社 田 中 孝 幸
監 事	松 村 石 油 (株) 神 戸 工 場	理 工 場 事 長 さ え き し ん 佐 伯 親
監 事	三 ツ 星 ベ ル ト (株)	神 戸 事 業 所 長 や す い こ う た ろ う 保 井 剛 太 郎

我が社の安全管理

上野輸送株式会社 西日本支店 神戸事業所（長田地区）

当社は1869年、横浜で廻船問屋として創業し、1900年に石油製品の輸送を開始しました。ここ神戸では大きく下ること1976年に、当時のシェル石油株式会社神戸油槽所（現シェルブリカンツジャパン株式会社神戸事業所）内に車庫を構え、石油元売りマークを付けた大型タンクローリーを中心に兵庫県全域はもとより近隣府県への石油製品配送を通じて社会に関わってまいりました。配送するものが石油製品という危険物であることから「無事故は事業継続の生命線」という考えの元、輸送中は勿論、製品の積み卸しにも様々な手順・ルールを持って安全を追求していますので、その一部を紹介致します。

1) 輸送中（車両運転中）の安全確保

安全運行に欠かせない5つの操作（ハンドル操作、右左折操作、スムーズ操作、ブレーキ操作、停止操作）を客観的数値で診断するセーフティレコーダー（以下SR）を全車に搭載し、それを解析することで、自身では気付かなかった運転特性が視覚化され、どの分野の操作を意識すればより安全運転に近づくかということが認識できるようになっています。これにより事故発生の原因となる「急」の付く動作を大幅に減少することができました。



又、大型タンクローリー車を運行する上で「防衛運転」と呼ばれる自らは事故を起こさない、又事故に巻き込まれない為に必要な知識を得る訓練や講義を毎年何度も繰り返し行うことで、安全運転をより意識して実践できるようにしています。



2) 積み卸し中（荷役作業中）の安全確保

当社乗務員をはじめ、当社の配送にご協力頂いている運送会社の乗務員全員が、上野乗務員登録制度（以下USD）と呼ばれる資格を保有しています。新規登録の場合は石油製品に関する基礎講座を受講することから始まり、当社の業務を遂行するために必要とされる荷役作業を身体で覚えるほど何度も繰り返し練習し、約3か月の教育期間を経て晴れてUSDを得ることになります。資格継続には、消防・交通法規や取り巻く環境問題の変化に合わせて更新された内容の受講が年度毎に必須となっています。



3) 業務中（運転、作業含む）全般の安全確保

運転中はSR、作業中はUSDという安全確保のための装置や仕組みはあるものの、その運用実践がもたらす成果は人によって異なります。安全に対する意識の高い方や経験豊富な方は、これから行う、あるいは行うかも知れない自身の行動が安全か、リスクは無い、あるとすればどのようにすればリスクを無くすことができるかをしっかり判断することで安全が確保できています。しかしそうでない方や経験の浅い方は、同じ行動をするにしても、何が安全か判断できない、あるいはあえて判断しないまま行動に移すことで不安な状況を自ら作り出しています。そういったことから、社内では通常と違うことがあった場合や少しでも疑問や不安を感じた場合は、自ら判断することなく、必ず報告・連絡・相談をするよう「報告の重要性」について毎月行う安全会議や毎朝の点呼等で定期的に啓蒙しています。「安全の反対は無意識」と言われるように、設備や制度を整えても扱う人の意識の違いでどちらにも成り得ます。今後も社員一人ひとりが高い安全意識を保持継続するとともに、社会活動の一端を担っているとの誇りを持って、安全安心な石油製品配送に取り組んでまいります。

上野輸送株式会社 西日本支店
神戸事業所長 三谷 昌己

我が社の安全管理

ENEOS株式会社 神戸油槽所（須磨地区）

ENEOS株式会社は、中東の国々をはじめとする世界各国から原油を輸入し、製油所でガソリン・灯油・軽油・重油等の石油製品を製造しガソリンスタンド等のお客様にお届けしています。

こうした企業活動の中で、神戸油槽所は製油所からタンカーで届く石油製品を受け入れ、貯蔵し、タンクローリーで兵庫県及び近隣のお客様にお届けするための中継基地の役割を、1953年の操業開始以来担い続けています。



「タンクローリー積場」

当社では安全方針として「誰もケガをしない、させない」、「設備の事故撲滅」を目指しており、ルール遵守の徹底、安全衛生諸活動の確実な実行、危機管理能力の向上を基本方針として、「休業労災ゼロ」という具体的目標に向け取り組んでいます。

また上記の活動をサポートするシステムとして、当社は一昨年「操業管理システム」を導入しました。

一例ですが本システム導入により、当所では、

- 存在するリスクを特定・評価し、高リスクについては回避や低減等の対策を講じ適切な水準内で管理を行う
- 運転と保全に関する効率的な作業手順、体系化された検査と保全プログラムを整備する
- 労働災害の防止と、健康面のリスクを最小限にするための仕組みを整備する
- 運転、設備または組織の変更によって生ずるリスクを評価し、許容できるレベルで管理する

等の活動についてサポートが得られ、また安全活動のPDCAサイクルが確立され、要領書や手順書、組織の継続的改善に結びついています。

但し、現場の安全を確保するためには最終的には現場の一人一人の「気づき」が大切であり、そしてそれを互いに声に出して共有化するための「対話」を重ねていくことが不可欠です。

そのために、当所ではまず所員一人一人がリスクに敏感になるための教育に力を入れています。危険予知トレーニングを実施し危険予知・危険認識力の向上を目指し、ヒヤリ・ハット報告書の作成・共有化を推進、また所内で違和感のある行動を見かけた時には、相手が年上であっても作業を止め話し合いができるように環境の構築及び改善に努めています。

万が一発災した場合においても、その被害を最小化するために、タンク火災やタンクローリー積場火災、配管漏洩等を想定した年間訓練計画を策定し、訓練計画に基づき、毎月各種訓練を行い、災害発生時の対応能力の向上を図っております。

また、神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の会員事業所として、同協議会主催の各種研修や訓練に積極的に参加し、研鑽を重ね、安全意識の向上に日々努めています。



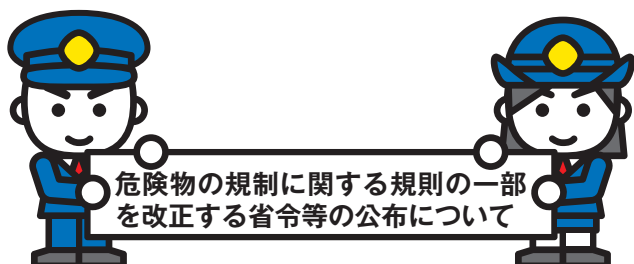
「兵庫県石油コンビナート等総合防災訓練」

私達には石油製品を安定的にお客様へ商品をお届けする使命があります。そのために安全は不可欠であり、企業として、そして現場の個人として、日々安全を維持するための力を向上し続ける事を目指します。その結果が当社の目標である「休業労災ゼロ」だけでなく、「無災害」を継続するために必要なことと考えています。

ENEOS株式会社 神戸油槽所
所長 川村 義昭

神戸市消防局からのお知らせ

このコーナーは、神戸市消防局予防部危険物保安課から提供を受けた記事をもとに、編集しています。



令和元年12月20日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令が公布されました。改正内容は次のとおりです。

1 ガソリンの詰替え販売における本人確認等に関する事項（危険物の規制に関する規則（以下「危規則」）第39条の3の2関係）

ガソリンを販売するために容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び当該販売に関する記録の作成をしなければならないこととされました。

この改正は、令和2年2月1日から施行されました。

2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油作業の監視等に関する事項（危規則第28条の2の5第7号及び第40条の3の10第3号関係）

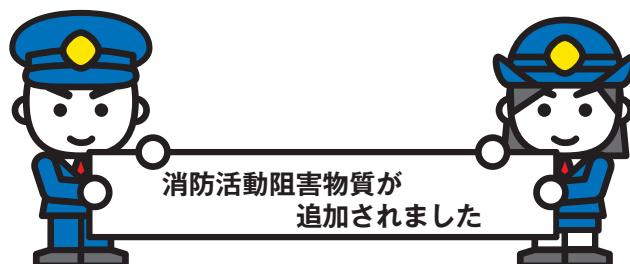
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下、「セルフスタンド」という。）における、顧客の給油作業等の制御について、規定の制御装置を設けた可搬式制御機器によっても行うことができるよう技術上の基準の整備が行われました。

この改正は、令和2年4月1日から施行されました。

3 給油取扱所における物品の販売等に関する事項（危規則第40条の3の6第2項関係）

給油取扱所において、火災予防上の危険がある等の場合を除き、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務が行えることとされました。

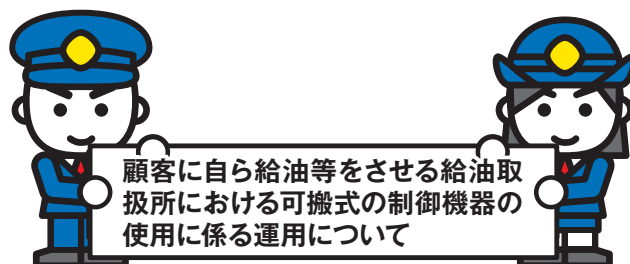
この改正は、令和2年4月1日から施行されました。



危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令が改正され、第2条の表で定める物質に次のものが新たに追加されました。

「三塩化アルミニウム及びこれを含む製剤」

令和2年12月1日以降にこれらの物質を200キログラム以上貯蔵、取扱う場合には所轄消防署長へ届出が必要となります。



消防庁危険物保安室長から、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について（令和2年3月27日付け消防危第87号）」が発出されました。

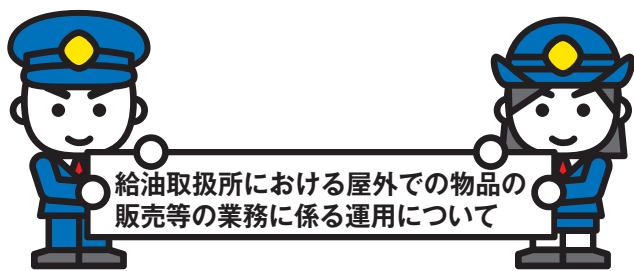
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_87.pdf（総務省消防庁HPより）

この通知を受け、神戸市消防局では以下のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

- ・セルフスタンドに設置する可搬式の制御機器は「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（平成30年8月20日付け消防危第154号）の1に掲げる規格等に適合させること。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/300820_ki154.pdf（総務省消防庁HPより）

- ・当該機器を新たに設置する場合は変更許可を要すること。
- ・予防規程の変更認可申請を行うこと。



消防庁危険物保安室長から、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について(令和2年3月27日付け消防危第88号)」が発出されました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_88.pdf (総務省消防庁HPより)

この通知を受け、神戸市消防局では以下のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

1 屋外での物品の販売等の業務に関する事項

- (1) 危規則第40条の3の6第2項第2号に規定する建築物の周囲の空地は、給油空地及び注油空地以外の場所とすること。
- (2) 中古車販売及びカーシェアリング事業等の駐車については、危険物規制事務審査基準第3章第12、21(1)及び(2)*1のとおりとすること。
- (3) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所で新たに防爆構造の機器等を設置する場合には変更許可を要すること。

2 予防規程に関する事項

屋外での物品の販売等の業務を行う給油取扱所については、第88号通知1(2)の危険物取扱い作業時の物品配置や移動等の管理方法(危険物の取扱い作業の基準に関する事)、及び同通知1(3)の火災時の避難経路や避難誘導体制等(災害その他の非常の場合に取るべき措置に関する事)を予防規程に明記すること。

3 その他

当該通知により、犬走り部分に自動販売機を設置することは認められる。ただし、営業時間外等で給油取扱所の管理下でない時に購入可能なものは火災予防上支障があるため認められない。

*1 危険物規制事務審査基準第3章第12

21 駐車等の場所、物品等の販売等

(1) 駐車とは、自動車が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあり、直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車の運

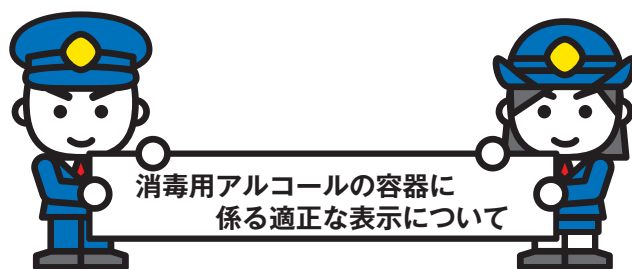
転をする者が給油取扱所の敷地内にあり、係員の誘導等により直ちに運転することができる場合は含まないものである。

- (2) 駐車場所は、省令第40条の3の4に規定する場所のほか、次に掲げる場所以外とすること。

ア 給油空地等

イ 地下タンク計量口から半径0.5m以内の部分

ウ 油庫の使用、事務所の出入、その他給油取扱所の業務に支障となる場所(リフト室、洗車場を駐車場とすることは支障ない。)



新型コロナウイルス感染症対応の一環として、消毒用アルコールの増産・流通が図られていますが、消防法に規定する危険物第4類に該当する一部製品において危険物の容器としての表示が適切になされていない例が見られます。

また、消毒用アルコールを容器に小分けして使用する場合にも当該容器に表示が必要となります。

消毒用アルコールの容器に係る適正な表示について、必要な項目や具体的な例等は以下のとおりです。

記

1 最大容積が500ミリリットルを超える容器の表示

容器の外部に「危険物の品名」、「危険等級Ⅱ」、「化学名」、「水溶性」、「数量」、「火気厳禁」の表示を行うこと。

なお、表示の字体、大きさ及び色は問わない。

2 最大容積が500ミリリットル以下の容器の表示

容器の外部に「危険物の通称名」*2、「数量」、「火気厳禁又は火気厳禁と同一の意味を有する他の表示」*3の表示を行うこと。

*2 危険物の通称名とは「エタノール」や「消毒用エタノール」等

*3 火気厳禁と同一の意味を有する他の表示とは「火気の近くで使用しないでください」や「火気を近づけないでください」等

今年度の危険物取扱者試験、危険物取扱者保安講習、危険物取扱者養成講習会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、昨年度と比べ以下のとおり変更となっています。

危険物取扱者試験

- ・定員が例年と比べ少なく設定されています。また、申請受付期間中であっても申請受付を締め切られる場合があります。

(一財) 消防試験研究センター 兵庫県支部のホームページをご確認ください。

〈問合せ先〉

(一財) 消防試験研究センター 兵庫県支部
(TEL: 078-385-5799)
(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/27hyougo/>)

危険物取扱者保安講習

- ・会場定員を縮小して実施しています。また、実施方法も変更となっています。

(公財) 兵庫県危険物安全協会のホームページをご確認ください。

〈問合せ先〉

(公財) 兵庫県危険物安全協会
(TEL: 078-333-8032)
(<http://www.hyokikyo.or.jp>)

危険物取扱者養成講習会

- ・講習会場の定員が例年より少なく設定されています。また、現在、受講は事前申込制となっています。

〈問合せ先〉

(公財) 兵庫県危険物安全協会
(TEL: 078-333-8032)
(<http://www.hyokikyo.or.jp>)

兵庫県危険物安全・安心大会 開催中止

例年、6月の危険物安全週間に兵庫県公館において開催されている、兵庫県危険物安全・安心大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催中止となりました。

兵庫県危険物安全・安心大会において実施されている表彰式は中止となりましたが、今年度兵庫県知事表彰及び兵庫県危険物安全協会代表理事表彰を受賞された優良危険物取扱者及び優良事業所の方をご紹介します。

1 兵庫県知事表彰（神戸市推薦分）

優良事業所（1事業所）

- ・日本アルコール販売株式会社
大阪支店神戸事業所

2 公益財団法人兵庫県危険物安全協会代表理事表彰（神戸市危険物安全協会推薦分）

優良危険物取扱者（1名）

- ・有村 誠
(上野輸送株式会社 神戸事業所)

優良事業所（6事業所）

- ・公益財団法人甲南会 甲南医療センター
- ・オエノンプロダクトサポート株式会社
- ・株式会社金川精巧堂
- ・株式会社テツコン
- ・株式会社ヒヨバク
- ・大阪バス株式会社 神戸営業所

<敬称略>

図書の紹介

「12訂版 危険物法令の早わかり」

- ・改正の概要・変遷を項目ごとにまとめ、わかりやすく解説
- ・危険物施設ごとのチェック項目が一目でわかる

【内容現在】

令和2年7月1日



お知らせ

新規DVDの紹介

当協会では、事業所における教育・訓練等を支援するために視聴覚教材（VHS・DVD）の貸出事業を行っております。貸出を希望される場合は、事務局又は地区協会事務局（各消防署内）までお問い合わせください。

令和元年度の新規視聴覚教材（タイトル一覧）

番号	題 名	作成 年月	上映 時間	所有本数 DVD
68	ぬらすな×きけん！ 禁水性物質の性状に応じた 火災予防と消火方法	R02.3	26分	2
69	危険物施設の異常を感知せよ ～事故事例から学ぶ日常点検のポイント～	R02.3	22分	2